

初診・再診時の選定療養費金額の変更について

令和4年度診療報酬改定に伴い厚生労働省より紹介状（診療情報提供書）なしで受診される場合、令和4年10月1日より初診時選定療養費、再診時選定療養費が変わります。

【初診時選定療養費】（税込）

医科 5,500円（現行） → 7,700円（変更後）

歯科 3,300円（現行） → 5,500円（変更後）

※徴収の対象外になる場合

救急車で来院し、緊急な診療を必要とされる方

各種公費負担医療制度を受給されている方（なお、公費負担のうち「ひとり親家庭」「乳幼児」医療制度は公費負担の対象外となります）

生活保護法による医療扶助の対象となられている方 など

※現在当院において治療継続中の患者さんが、他の診療科を受診される場合は、他医療機関からの紹介状をご持参いただくか、院内紹介でない限り初診扱いとなり選定療養費をご負担いただくこととなります。

再診についても、当院より他の医療機関に患者さんを紹介したにもかかわらず患者さんご自身の判断で引き続き受診される場合には、再診時選定療養費を患者さんにご負担いただくこととなります。

【再診時選定療養費】（税込）

医科 2,750円（現行） → 3,300円（変更後）

歯科 1,650円（現行） → 2,090円（変更後）